



「給与等の法定調書（合計表）」と「給与支払報告書」の作成・提出は



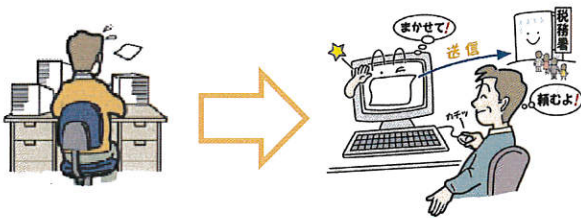
e-Tax・eLTAX をご利用ください！

オフィスからインターネットを利用して法定調書や給与支払報告書の提出ができるので、税務署や市区町村への送付や持参の必要がなく、大変便利です。

まずは

e-Tax・eLTAXのメリット

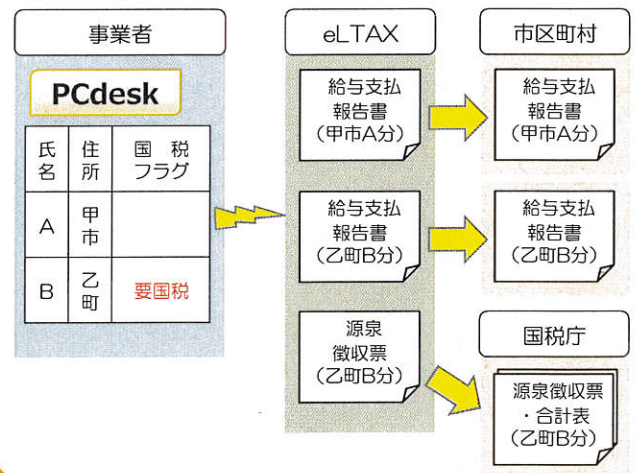
- ① 給与支払報告書を市区町村ごとに仕分けすることなく一括で送信可能
- ② 給与計算ソフト等で作成したCSVファイルの読み込みが可能
- ③ 支払調書等の印刷、押印事務が軽減
- ④ 宛名ラベルの印刷、封入作業が削減
- ⑤ 封入誤りなどの「リスク」が軽減
- ⑥ 送付料金や送付事務が削減
- ⑦ 平日8時30分から24時まで利用可能
(祝日及び12月29日～1月3日を除く)
さらに5月、8月、11月の最後の土日
も利用可能
(月末が土曜日の場合、翌月最初の日曜日)



さらに

給与支払報告書・源泉徴収票 提出一元化

平成29年1月4日から、eLTAXのPCdeskで給与支払報告書データを作成した際、源泉徴収票としても送信する場合は、「要国税フラグ（仮称）」を入力すれば、源泉徴収票データも同時に作成され、各税務署にも提出できるようになります。



※ その他の法定調書は、従来どおりe-Taxをご利用ください。

一部の法定調書・給与支払報告書は、電子又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

平成28年分法定調書の提出期限は、平成29年1月31日(火)です。



詳しくは、
e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp)
eLTAXホームページ (www.eltax.jp)

をご覧ください。

イータックス

検索 Click!